

議案第 40 号

多可町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

多可町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

令和 6 年 3 月 12 日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町下水道条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町下水道条例（平成17年多可町条例第185号）の一部を次のように改正する。  
第13条第1項第5号中「0.5ミリグラム」を「0.2ミリグラム」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 多可町下水道条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(法第12条の11第1項に規定する除害施設の設置等)</p> <p><b>第13条</b> 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 六価クロム化合物 1リットルにつき六価クロム<u>0.5ミリグラム</u>以下</p> <p>(6)～(43) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(法第12条の11第1項に規定する除害施設の設置等)</p> <p><b>第13条</b> 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 六価クロム化合物 1リットルにつき六価クロム<u>0.2ミリグラム</u>以下</p> <p>(6)～(43) (略)</p> <p>2 (略)</p>